

広市文第530号  
平成20年1月21日

広島市監査委員 様

広島市長 秋葉 忠利  
(市民局文化スポーツ部)

平成13年度包括外部監査の結果報告に添えられた意見に基づき  
講じた対応について(報告)  
のことについて、下記のとおり対応を講じたので報告します。

記

平成13年度包括外部監査の結果報告に添えられた意見を踏まえ、財団法人広島市スポーツ事業団(現 財団法人広島市スポーツ協会。以下、同じ。)に対し、適正な事務の執行に努めるよう指導したところ、同事業団において、次のとおり対応が講じられた。

1 実践スポーツ教室における事業管理

(1) 実践スポーツ教室等の定員の明確化

ア 監査の意見

広島市スポーツ事業団内部において、実践スポーツ教室における定員厳守の方針に転換したことにより、平成12年度においては、開催回数及び参加者数ともに大幅に減少している。

しかしながら、申込者の数、参加者のレベル、講師の熟練度合い、参加者の安全性等の様々な要因を勘案し定員数を超える場合でも許容できる範囲であれば、市民の要望に極力応えるべくより弾力的に定員を運用すべきではなかろうか。

今後は、定員の持つ意味を明確化し、より多くの市民へスポーツ・レクリエーション活動の機会を提供する必要がある。

イ 対応の内容

平成14年1月に各スポーツ教室の定員の見直しを行うとともに、より多くの市民へスポーツ・レクリエーションの機会が提供できるよう、応募者が多いスポーツ教室においては、定員を超えることにより受講者が不利益を受けることのないよう留意しつつ、補助要員の配置により安全面等に十分配慮できる範囲内で可能な限り受け入れることとし、弾力的な運用を行っている。

(2) 外部講師への報償費の積算根拠の明確化

ア 監査の意見

外部講師への報償費の1時間あたり単価は、市立学校臨時採用教諭謝礼金の単価を積算根拠としているが、準備等にかかる時間及び経費に対する謝礼の取り扱いが不明瞭であつ



た。

今後は、準備等にかかる時間及び経費に対する謝礼に関しては、明確な根拠を定めた上で、支給する必要がある。

イ 対応の内容

広島市スポーツ事業団の主催事業における外部講師の報償費について、準備等にかかる時間及び経費を考慮し、1時間あたり（講師）又は1回あたり（審判等）の金額を設定した支出基準（平成14年4月1日施行）を定めた。

(3) 主催事業における財団職員の有効活用

ア 監査の意見

広島市スポーツ事業団においては、体育専門学校の卒業生等、スポーツに対する専門的な知識・経験を持つ体育主事56名及び指導員35名の計91名が在籍しており、全職員161名の半数以上を占めている。

現在、体育主事等が主催事業である実践スポーツ教室の講師を務めることは、広島市からの受託事業に支障をきたすことになるとの理由で行われていない。

主催事業の講師を施設職員で行うことに際しては、人員配置等施設の管理運営体制の再検討を実施する必要があるが、広島市スポーツ事業団として、専門的な知識・経験を持つ人材の効率的活用の観点からも、内部の技能者を有効に活用できるような方法を検討することが望まれる。

イ 対応の内容

当時、財団職員（体育主事）の主たる業務は施設管理業務としていたが、広島市スポーツ事業団内部の技能者を有効に活用する観点から検討を行い、平成14年度からは、広島市スポーツ事業団の主催事業であるスポーツ相談におけるワンポイントレッスン、小学生等を対象として運動指導を行うスポーツキッズ等施設での指導のほか、地域団体からの要請による軽スポーツ等の派遣指導、地域スポーツ行事の運営補助や区民スポーツ大会事務局の運営等を行っている。

## 2 シェイク ファハド 広島・アジアスポーツ基金における助成事業の未実施

(1) 監査の意見

当初、平成11年度において実施予定であったアジアのスポーツ振興助成事業は、基金管理運用委員会の委員の間で意見の調整ができなかったため実施されていない。

基金管理運用委員の間において、運営計画に沿った助成事業の実施に向けた合意ができない場合には、基金の事務局である広島市スポーツ事業団は、運営計画の見直しを基金管理運用委員会へ打診し、各委員の意見調整の場を設ける等の対策を講じる必要がある。

(2) 対応の内容

基金管理運用委員会で意見調整ができなかったことから、スポーツ振興助成事業は、未実施であったが、平成14年10月開催の基金管理運用委員会において、事務局から各国・地域オリンピック委員会（NOC）への助成に代えて、広島市にスポーツ団を派遣する際に助成を行う「青少年スポーツ交流事業」を提案し承認されたため、平成15年度から実施している。

### 3 広島市スポーツ振興基金における基金事業の選考方法の明文化

#### (1) 監査の意見

「広島市スポーツ振興基金規程」及び「広島市スポーツ振興基金運用要綱」では、基金事業を助成事業に限定していないため、基金事業として広島市スポーツ事業団の主催事業を実施している場合がある。

基金事業の選考及び事業額の決定等の事務局を広島市スポーツ事業団が担っていること、昨今の生涯スポーツの普及・振興に重要性が増していることを鑑みれば、基金事業として主催事業を選考する際には、より一層の透明性を確保する施策が望まれる。今後は、基金事業の選考方法を明文化し、選考委員会を設置する等選考過程を記録、保管する必要がある。

#### (2) 対応の内容

広島市スポーツ振興基金規程を改正（平成14年4月1日施行）し、広島市スポーツ事業団の自主事業（主催事業）と助成事業の財源に基金を当てるなどを明文化するとともに、広島市スポーツ振興基金選考委員会要領（平成14年4月1日施行）を制定した。この中で事業の選考を行うための選考委員会の設置を明文化し、選考の透明性を確保するため、選考委員会の委員（6名）のうち4名を協会外部から登用した。

選考委員会の運営にあたっては、事業の選考理由等を明確にしたうえで、委員による審議・選考を行うとともに、会議の議事録を作成して保管するよう改善した。

### 4 入札に参加する指名業者の選考過程の記録・保管の徹底

#### (1) 監査の意見

入札に参加する指名業者の選考は、「競争入札等参加者指名委員会要領」及び「競争入札等参加者選定要領」に基づき、広島市スポーツ事業団内で検討がなされている。

しかし、指名委員会での議案資料は書類として整理されているものの、委員会での検討過程及び結果が議事録として残されていない。そのため、日時、場所、出席者、議題、検討結果はどのような内容であったかを把握できない。

今後は、選考理由による登録業者の選定から、最終的な入札参加業者の選定までの過程を書類として記録、保管する必要がある。

#### (2) 対応の内容

平成14年度の入札事務から、指名委員会での選考過程を業務競争入札等参加者指名委員会の会議録として記録し、保管を行っている。